

第73回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
4階「フィガロ」の間

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

2020年6月23日（火曜日）午後5時00分到着分まで

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、感染拡大防止の観点および株主様間の公平性を勘案し、本年から株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。



株式会社 久世

証券コード：2708

経営理念

私達は、
明るい**信頼**される
会社になります

私達は、
お客様の立場に立ち、
最高の商品とサービスを
提供します

私達は、
絶えず革新に**挑戦**し、
たくましい会社
にします

私達は、
お客様、お取引先の
繁栄と株主、社員の
幸福に貢献します

私達は、
そのために会社の
成長と発展を
果たします

私達のありたい姿

システムで **運ぶ**、**つくる**、**考える**
「**頼れる食のパートナー**」

私達の使命は、創業以来続けてきた「食」で社会に貢献すること。
常に「挑戦」「成長」を続け「最高」の商品とサービスを提供する
ことで、全てのステークホルダーの「幸福」を実現し、
「信頼」される会社を目指しています。

私達の目指す役割

フードサービス・ソリューション・カンパニー

「運ぶ」「つくる」「考える」という3つの観点から、
『繁盛店づくり』のための様々なサポートを行い、課題を解決する
『フードサービス・ソリューション・カンパニー』です。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素から当社の事業運営に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第73回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当連結会計年度の事業環境を振り返りますと、4月から7月にかけての外食市場はゴールデンウィーク10連休の影響等もあり順調な滑り出しを見せました。しかしながら8月から10月にかけては多雨や度重なる台風襲来があったこと、また10月には消費税増税が実施されたこと等により消費マインドが冷え込んでしまいました。更に、2月以降は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛傾向が定着し、大きな落ち込みとなりました。

業態別に見てみますと、焼肉・ステーキ・ハンバーグ専門店が前期に引き続き好調を維持しました。レストラン・食堂・洋食店ならびにファミリーレストランは横這いとなりました。一方、前期に復調傾向を示した居酒屋が再び下降トレンドに入りました。中食市場については、消費税軽減税率適用を背景に、引き続き伸張する運びとなりました。

当社は変化する事業環境に対応しつつ収益基盤の安定化を図るため、昨年4月に業務用卸売協業体である『日本外食流通サービス協会（JFSA）』に加盟し、全国各地域で強固な地盤を構築している同業者との協業体制をとることにしました。これにより購買・物流・販促等種々の面でメリットが出始めております。一方、ここ数年、人手不足を背景とした人件費上昇傾向が続いておりますが、当期につきましても物流現場を中心に人材逼迫状況が継続し、経費上昇の主要因となりました。

このような状況の下、当連結会計年度の業績は、売上につきましては643億56百万円と前期比2.5%減の結果となりました。営業利益につきましては、売上が大幅に減少したことが響き、55百万円の損失となりました。また、当期純利益につきましても、投資有価証券の評価損や繰延税金資産の取り崩し等が発生し、2億90百万円の損失という結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の終息が長引くことになれば事業環境は急速に厳しい局面を迎えることとなります。また働き方改革関連法案が成立し、本年4月より同一労働同一賃金制度が施行されました。これにより、来期につきましても物流関係費用が更に増大することが見込まれます。このように来期は近来になく厳しい状況となることが予想されます。当社は「頼れる食のパートナー」を事業ミッションに据え、長年にわたって「品揃えの意志あるフルライン化」と「商物分離による提案営業力の強化」に取り組んでまいりました。今後ともこれら2つの軸は原モデルとして維持しつつ環境の変動に合わせて柔軟に変化させるとともに、中食等の伸張する市場にも積極的に取り組んでまいり所存です。株主の皆様には、引き続き倍旧のご高配、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株式会社 久世 代表取締役社長

久世 真也

証券コード2708
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋二丁目29番7号
株式会社 久世
代表取締役社長 久世 真也

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

※感染拡大防止の観点および株主様間の公平性を勘案し、本年から株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuze.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

<受付は午前9時00分に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任するに限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

郵送によるご行使



行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう
ご返送ください。

- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案しつつ安定的配当を基本に置きながら弾力的に株主還元を図っていくものとし、一定以上の利益水準を達成した場合には業績連動の考え方を取り入れるものとしております。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大が人々の行動制限に繋がり、経済活動に大きな影響を与えております。当社の経営環境につきましても、主要な顧客である外食産業の売上は2月以降急激に悪化しており、今後とも厳しい状況が続くことが予想されます。このような状況の下、本来であれば配当を1株当たり12円とすべきところでございますが、現時点におきましては手元資金を確保しておくことで経営の安定化に備えることが肝要であると考え、当期の期末配当につきましては、1株につき6円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

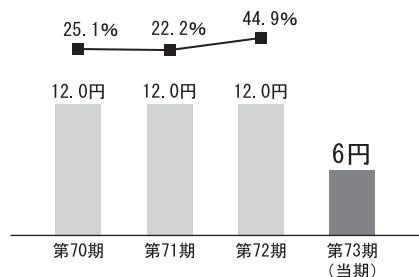
1 配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

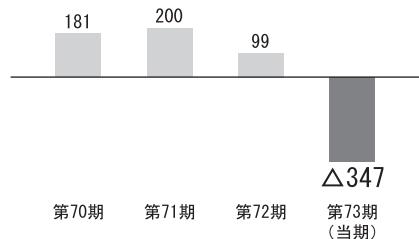
2 当社普通株式1株につき金6円 総額 22,208,292円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月25日

■ 1株当たり配当金（年間）
— 配当性向



■ 当期純利益（単位：百万円）



第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** ^く久 ^ぜ世 ^{けん}健 ^{きち}吉 (1945年8月30日生) 再任

候補者の有する当社の株式数

661,625株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 当社入社
 1974年5月 当社専務取締役
 1978年5月 当社代表取締役副社長
 1990年4月 当社代表取締役社長
 2010年6月 キスコフーズ株式会社取締役
 2012年5月 久華世(成都)商貿有限公司董事長
 2013年4月 久華世(成都)商貿有限公司董事
 2017年6月 当社代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

2

く ぜ しん や
久 世 真 也

(1972年9月27日生)

再 任

候補者の有する当社の株式数

270,050株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 当社入社
2007年6月 当社取締役営業本部東京支店副支店長
2007年12月 当社取締役経営企画室長
2009年5月 当社取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
2009年7月 当社常務取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
2010年6月 キスコフーズ株式会社代表取締役社長
2010年7月 当社常務取締役
2011年5月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 代表取締役社長
2011年7月 当社取締役
2012年5月 久世(香港)有限公司董事(現任)
2014年4月 旭水産株式会社取締役(現任)
2014年6月 当社取締役副社長
キスコフーズ株式会社取締役(現任)
株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
2015年4月 当社取締役副社長営業本部長
久華世(成都)商貿有限公司董事(現任)
2015年8月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役(現任)
2016年3月 上海日生食品物流有限公司監事
2017年6月 当社代表取締役社長(現任)
2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事(現任)
2019年6月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役(現任)

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
旭水産株式会社取締役
久世(香港)有限公司董事
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役
久華世(成都)商貿有限公司董事
上海日生食品物流有限公司董事

候補者番号

3

かとうひろただ
加藤 広 忠

(1955年11月22日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年7月 当社入社
- 2004年6月 当社取締役人事総務部長
- 2007年6月 キスコフーズ株式会社取締役（現任）
- 2009年10月 株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
- 2011年7月 当社取締役経営サポート本部人事総務部長
- 2016年4月 当社取締役経営サポート本部長
- 2017年6月 旭水産株式会社取締役（現任）
- 2017年6月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役（現任）
- 2017年6月 当社常務取締役経営サポート本部長（現任）
- 2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事（現任）
- 2018年3月 久華世(成都)商貿有限公司董事（現任）
- 2018年4月 久世(香港)有限公司董事
- 2019年6月 久世(香港)有限公司董事長（現任）

重要な兼職の状況

- キスコフーズ株式会社取締役
- 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
- 旭水産株式会社取締役
- 久世(香港)有限公司董事長
- 久華世(成都)商貿有限公司董事
- 上海日生食品物流有限公司董事

候補者番号

4

いち かわ あき お
市 川 明 夫

(1962年10月19日生)

再 任

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2010年2月 営業本部商品部商品課MG
2013年1月 営業本部商品部長兼資材用品課統括MG
2015年4月 当社商品本部長
2019年6月 当社取締役商品本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

5

ひら かわ いさお
平 川 功

(1955年6月30日生)

再 任

社 外

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 鐘紡株式会社入社
2006年5月 同社事業管理室長
2007年8月 カルビー株式会社入社
2008年6月 同社執行役員CFO
2010年4月 同社執行役員財務経理本部長
2012年2月 同社執行役員社長付特命事項担当
2012年6月 同社常勤監査役
2019年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

-
- (注) 1. 取締役候補者 久世健吉氏は、当社との間に次の特別の利害関係があります。
当社は同氏との間に、不動産の賃貸借契約書に基づく賃借取引があります。
2. 上記1を除き各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 平川功氏は社外取締役候補者であります。
 4. 当社は平川功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 5. 社外取締役候補者平川功氏の選任理由について
 - (1) 同氏は、長年にわたる企業での経営企画・財務経理部門の豊富な経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけると判断したものです。
 - (2) 同氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
 - (3) 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）候補者である同氏と責任限定契約を締結しています。本議案において同氏が選任され就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当該契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役伊藤英夫、大鹿博文の両氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

おおしかひろふみ
大 鹿 博 文

(1952年2月28日生)

再 任

社 外

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1996年2月 大和証券株式会社（現 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社）
大阪公開引受部長

2004年3月 同社事業法人第6部長

2006年4月 同社大阪支店法人第3部部长

2007年4月 イーウェストコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役（現任）

2007年12月 夢展望株式会社社外監査役

2008年6月 当社監査役（現任）

2011年9月 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外監査役（現任）

2013年8月 株式会社ドーン社外監査役

2014年9月 株式会社スマートバリュー社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

イーウェストコンサルティング株式会社代表取締役
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外監査役
株式会社スマートバリュー社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 大鹿博文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大鹿博文氏は、イーウェストコンサルティング株式会社の代表取締役として企業経営に対する幅広い見識と知識を有し、客観的立場から経営の透明性、監査機能の強化を図るため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届けております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 大鹿博文氏は、2008年6月より当社社外監査役を務めており、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって12年となります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任されます伊藤英夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
伊藤 英夫 <small>いとう ひでお</small>	2007年6月 当社監査役 現在に至る

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、長雨・台風等の天候不順や消費税増税による消費者心理の低下といった逆風に晒されながらも、第3四半期までは緩やかな景気の拡大が継続しました。しかしながら、年が明けた2月に入りますと新型コロナウイルス感染症拡大の影響が始め、3月にはそれが一気に加速しました。

当社グループが事業活動の中心としております外食・中食市場におきましては、消費者のニーズが益々多様化し、簡便調理品や健康訴求品の需要が拡大する一方で、原料価格の高騰や、人手不足による人件費の上昇傾向が継続しました。更に、新型コロナウイルス感染症拡大が本格化した2月以降は会食・宴会の自粛傾向が強まり、外食市場は大きく縮減することとなりました。

このような状況のもと、安定的な収益基盤の構築を最優先課題とし、中期経営計画「第4次3ヶ年中期経営計画」を定め、新規得意先の開拓および既存得意先との関係強化、提案営業を重視した営業体制の一層の整備と推進、徹底した物流業務の効率化による物流費の削減、物流システムの導入をはじめとする業務の見直しによる品質向上を進め、引き続き事業ミッションに「頼れる食のパートナー」を掲げ、「お客様満足度No.1」、「三大都市圏No.1」の具体化に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高643億56百万円(前年同期比2.5%減)、営業損失55百万円(前年同期は営業利益2億23百万円)、経常利益69百万円(前年同期比81.2%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は2億90百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益2億9百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(食材卸売事業)

当セグメントにおきましては、新規得意先の開拓による営業基盤の拡大と既存得意先との取引深耕に努めるとともに、高付加価値商品およびサービスの提案を積極的に行ってまいりました。更に経営課題である物流改善については、昨期実施した配送センター再編の完成度を高めることに取り組むとともに、名古屋配送センターについては、より作業性に優れる場所に移転するなどして業務効率化を図りました。また商品集約による在庫の適正化、配送ルートについても継続して取り組んでまいりました。

このような結果、売上高は594億53百万円(前年同期比3.1%減)、セグメント利益(営業利益)は3億50百万円(前年同期比47.2%減)となりました。

(食材製造事業)

当セグメントにおきましては、主に連結子会社キスコフーズ株式会社が食品製造を行っております。引き続きキスコフーズブランド商品の販売強化と新商品の開発、生産性の向上による効率化を鋭意進めてまいりました。

このような結果、売上高は49億24百万円(前年同期比5.3%増)、セグメント利益(営業利益)は4億77百万円(前年同期比5.4%増)となりました。

(不動産賃貸事業)

当セグメントにおきましては、主に連結子会社を対象に不動産賃貸を行っております。当事業の売上高は1億40百万円（前年同期比5.1%減）、セグメント利益（営業利益）は1億3百万円（前年同期比9.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社および連結子会社が業容拡大のために実施いたしました設備投資の総額は4億56百万円であり、その内訳は、食材卸売事業1億34百万円、食材製造事業1億94百万円、その他1億27百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に伴う資金は、自己資金にて充当いたしました。なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は30億円で借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

中国に端を発する新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界中を席卷し、現時点では終息の目途も立たない状況となっています。国内においても感染拡大阻止のため全国規模で緊急事態宣言が発出され、外出抑制、テレワークや時差出勤などにより人と人との接触機会を可能な限り減らすという方針が示され、経済活動は大きく抑圧された状態となっています。

当社グループが事業活動分野の中心としております外食業界におきましては、会食や宴会の自粛要請が出发されており、外食産業にとっては極めて厳しい事業環境となっております。このような状況下、外食事業者が廃業する動きも見られ、終息が長引けば外食産業規模の大幅縮減といったことも視野に入れなければなりません。一方で、在宅時間の増加によりスーパーマーケットの売上は伸張しており、外食・内食の業際をいかに開拓していくかが大きな課題であると認識しております。また中食需要も内食の増加に応じて増えることが見込まれ、この分野への取り組み強化についても今後の課題の1つと認識しております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2017年3月期)	第 71 期 (2018年3月期)	第 72 期 (2019年3月期)	第 73 期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	—	62,865	66,006	64,356
経常利益 (百万円)	—	545	372	69
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	—	415	209	△290
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	112.20	56.67	△78.55
総資産 (百万円)	—	22,116	22,564	18,060
純資産 (百万円)	—	6,050	6,165	5,335
1株当たり純資産 (円)	—	1,627.49	1,657.61	1,441.35

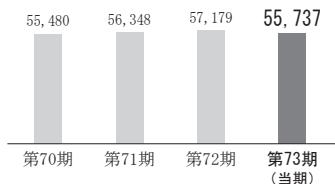
(注) 第71期 (2018年3月期) より連結計算書類を作成しているため、第70期 (2017年3月期) については記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2017年 3 月期)	第 71 期 (2018年 3 月期)	第 72 期 (2019年 3 月期)	第 73 期 (2020年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	55,480	56,348	57,179	55,737
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	302	252	145	△107
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	181	200	99	△347
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	47.86	54.14	26.75	△94.01
総 資 産 (百万円)	15,955	18,455	18,850	14,705
純 資 産 (百万円)	3,720	4,284	4,308	3,579
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,005.05	1,157.45	1,164.08	967.16

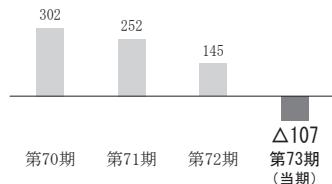
■ 売上高

(単位：百万円)



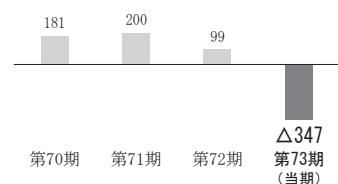
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



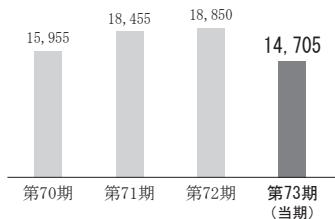
■ 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：百万円)



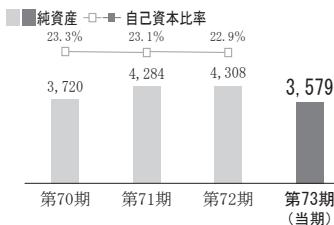
■ 総資産

(単位：百万円)



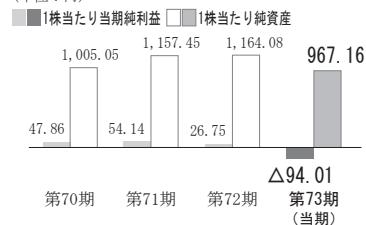
■ 純資産／自己資本比率

(単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)／1株当たり純資産

(単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
キスコフーズ株式会社	百万円 300	% 100.0	ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売
株式会社久世フレッシュ・ワン	百万円 30	% 100.0	生鮮野菜および農産物の販売
旭水産株式会社	百万円 50	% 100.0	水産物の仕入・販売ならびに加工食品の開発および販売
久世（香港）有限公司	百万HK\$ 40	% 100.0	海外事業における情報収集
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED	百万NZ\$ 6	% 100.0 [100.0]	ソース類の製造
上海日生食品物流有限公司	百万US\$ 1	% 100.0 [100.0]	業務用食品卸売、輸出入、物流、倉庫、仕入品簡易加工

(注) 「議決権比率」欄の[内書]は、間接所有であります。

(4) 主要な事業内容

外食産業向け食材等の卸売事業、ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売事業、不動産賃貸事業

(5) 主要な営業所等

① 当社

本社 東京都豊島区東池袋二丁目29番7号

東京支店（東京都豊島区）	横浜支店（神奈川県横浜市）
大阪支店（大阪府大阪市）	多摩営業所（東京都武蔵野市）
埼玉営業所（埼玉県戸田市）	千葉営業所（千葉県千葉市）
墨田営業所（東京都墨田区）	目黒営業所（東京都目黒区）
藤沢営業所（神奈川県藤沢市）	名古屋営業所（愛知県名古屋市）
戸田DC（埼玉県戸田市）	浦和DC（埼玉県さいたま市）
横浜DC（神奈川県横浜市）	川崎DC（神奈川県川崎市）
藤沢DC（神奈川県藤沢市）	千葉DC（千葉県千葉市）
名古屋稲沢DC（愛知県稲沢市）	大阪天保山DC（大阪府大阪市）

② 主要な子会社

キスコフーズ株式会社	（東京都豊島区）
株式会社久世フレッシュ・ワン	（東京都豊島区）
旭水産株式会社	（東京都江東区）
久世（香港）有限公司	（香港）
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED	（ニュージーランド）
上海日生食品物流有限公司	（中国）

事業報告

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
616名	16名減

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託社員38名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、臨時雇用者254名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	348名	7名増	38.7歳	10.0年

- (注) 1. 上記従業員数には、子会社他よりの出向受入者3名、嘱託社員16名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、子会社他に出向者17名がおります。
3. 上記従業員の他、臨時雇用者188名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,472百万円
株式会社三井住友銀行	620百万円
株式会社三菱UFJ銀行	589百万円
株式会社横浜銀行	91百万円
日本生命保険相互会社	83百万円
明治安田生命保険相互会社	58百万円
農林中央金庫	25百万円

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 3,882,500株 |
| ③ 株主数 | 3,585名（前期末比199名増） |
| ④ 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数	持株比率
久世健吉	661,625株	17.87%
久世真也	270,050株	7.29%
久世純子	214,100株	5.78%
久世社員持株会	164,025株	4.43%
日本生命保険相互会社	140,000株	3.78%
株式会社トーホー	135,000株	3.64%
久世将寛	126,800株	3.42%
久世晃介	126,600株	3.42%
株式会社みずほ銀行	125,000株	3.37%
株式会社極楽湯ホールディングス	125,000株	3.37%

（注）持株比率は、自己株式（181,118株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	久 世 健 吉		
代表取締役社長	久 世 真 也		キスコフーズ(株)取締役 (株)久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産(株)取締役 久世(香港)有限公司董事 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司董事
常 務 取 締 役	加 藤 広 忠	経営サポート 本部長	キスコフーズ(株)取締役 (株)久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産(株)取締役 久世(香港)有限公司董事長 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司董事
取 締 役	市 川 明 夫	商品本部長	
取 締 役	平 川 功		
常 勤 監 査 役	後 藤 明 彦		久華世(成都)商貿有限公司監事 上海日生食品物流有限公司監事
監 査 役	伊 藤 英 夫		キスコフーズ(株)監査役 (株)久世フレッシュ・ワン監査役
監 査 役	大 鹿 博 文		イーウェストコンサルティング(株)代表取締役 (株)チャーム・ケア・コーポレーション社外監査役 (株)スマートバリュー社外監査役
監 査 役	和井田 堯 彦		キスコフーズ(株)監査役

- (注) 1. 取締役平川功氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大鹿博文氏、和井田堯彦氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役平川功氏および監査役大鹿博文氏、監査役和井田堯彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 松崎俊幸氏、後藤明彦氏、栗林勉氏は、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

② 会社役員の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役	8名	158百万円	内社外2名 8百万円
監査役	4名	23百万円	内社外2名11百万円
合 計	12名	181百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第60回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）とご決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、2007年6月27日開催の第60回定時株主総会において年額36百万円以内とご決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額8百万円を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

- 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外監査役大鹿博文氏の兼職先であるイーウェストコンサルティング(株)および(株)チャーム・ケア・コーポレーション、(株)スマートバリューは当社と資本・商取引等の関係はありません。

- 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役平川功氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

- 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役	平川 功	15/16回 (93%)	—	社外取締役就任後開催の取締役会には、16回中15回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
社外監査役	大鹿 博文	18/19回 (94%)	12/12回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	和井田 堯彦	18/19回 (94%)	12/12回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 26百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 26百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「経営理念」および社員の行動基準である「KUZE WAY」を定め、これをすべての判断基準に据えて、目指すべき企業の実現のため邁進する。
- ② 業務が適正に遂行される体制構築のため、「基本規程」、「組織運営規程」、「就業規程」、「業務管理規程」等を定める。
- ③ 取締役が他の取締役の法令または定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存および管理を行う。
- ② 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理マニュアル」を定め、事業の推進に伴って生じ得るすべてのリスクを詳細に把握・分析しこれに備える。
- ② 定期的開催されるリスク・コンプライアンス委員会において、各部門で発生しているリスクを共有化するとともに対応策を指示する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に取締役、監査役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務が適正に遂行される体制構築のため、グループ共通の「経営理念」ならびに社員の行動基準である「K U Z E WAY」を定め、それを基礎としてグループ各社で規程を定めている。また、管理業務の一元化（人事・総務、経理・財務、業務システム）により適切な業務管理を行う。
- ② 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項について事前協議を行う。
- ③ 取締役は子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告する。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会、常務会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類を閲覧する。取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役および従業員は、重要な法令・定款違反等および当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告する。また、監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ 当社は、前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループ会社の役員および従業員に周知徹底する。
- ④ 監査役の職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、担当部門において審議のうえ不要であるとの証明がなされた場合を除き速やかに会社が負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役と定期的に意見および情報の交換を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

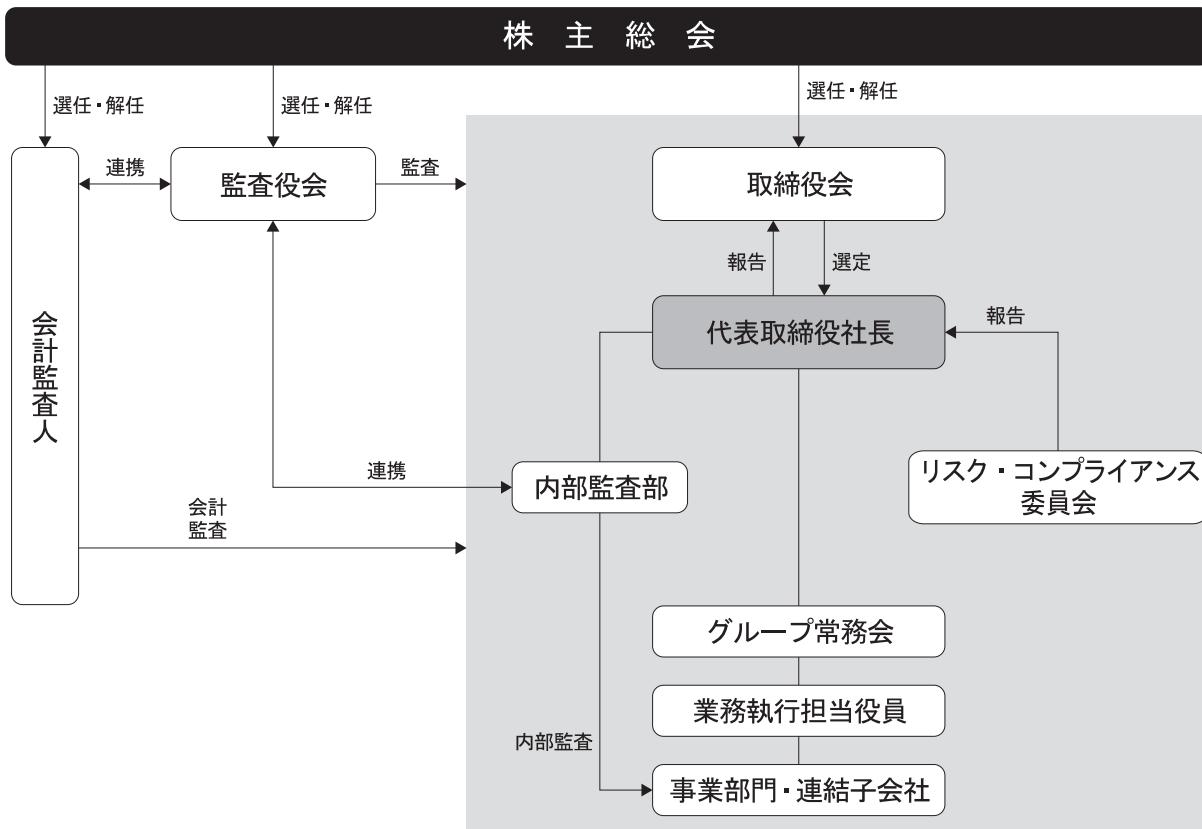
- ① 当社は金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な情報共有ならびに業務遂行に努めました。当事業年度におきましては計19回開催いたしました。
- (2) リスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、事件・事故の発生状況ならびに内部統制システムの運用状況の確認、リスクや問題点の把握、課題解決に向けた対応策の協議を行いました。
- (3) コンプライアンスについては、従業員の行動基準である「K U Z E W A Y」の入社時研修を行いました。
- (4) 関係会社の管理については「関係会社管理規程」を定め、諸施策の事前承認ならびに活動の結果、管理体制について報告を受けました。
- (5) 監査役は、取締役および使用人の職務の執行について監査を行うとともに、監査役会を12回開催し、監査に関する重要事項について協議を行いました。また、各取締役と情報交換を行うなど、執行部門と監査部門の連携を図りました。
- (6) 内部監査部は、実施した監査について社長および監査役に報告するとともに、取締役会に報告いたしました。

■ コーポレート・ガバナンス体制



連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	11,892
現金及び預金	3,689
受取手形及び売掛金	5,039
商品及び製品	2,382
原材料及び貯蔵品	211
その他	613
貸倒引当金	△43
固定資産	6,167
(有形固定資産)	2,417
建物及び構築物	900
機械装置及び運搬具	315
土地	952
建設仮勘定	4
その他	244
(無形固定資産)	476
ソフトウェア	268
のれん	127
その他	80
(投資その他の資産)	3,273
投資有価証券	1,703
敷金及び保証金	391
保険積立金	1,036
繰延税金資産	61
その他	211
貸倒引当金	△131
資産合計	18,060

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	10,619
支払手形及び買掛金	7,232
短期借入金	510
1年内返済予定の長期借入金	1,224
未払金	982
未払法人税等	97
未払消費税等	33
賞与引当金	232
その他	305
固定負債	2,106
長期借入金	1,207
繰延税金負債	258
役員退職慰労引当金	193
退職給付に係る負債	240
資産除去債務	86
その他	120
負債合計	12,725
(純資産の部)	
株主資本	4,853
資本金	302
資本剰余金	253
利益剰余金	4,449
自己株式	△151
その他の包括利益累計額	481
その他有価証券評価差額金	567
繰延ヘッジ損益	△2
為替換算調整勘定	△75
退職給付に係る調整累計額	△8
純資産合計	5,335
負債・純資産合計	18,060

連結計算書類

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,356
売上原価		51,189
売上総利益		13,166
販売費及び一般管理費		13,222
営業損失		55
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	30	
受取事務手数料	69	
物流業務受託収入	36	
その他	93	234
営業外費用		
支払利息	9	
支払手数料	12	
物流業務受託収入原価	54	
その他	31	108
経常利益		69
特別利益		
投資有価証券売却益	54	54
特別損失		
投資有価証券評価損	134	
固定資産除却損	1	
減損損失	16	152
税金等調整前当期純損失		27
法人税、住民税及び事業税	94	
法人税等調整額	164	259
当期純損失		287
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純損失		290

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本計 合	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			
当期首残高	302	291	4,784	△151		5,227	
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△37				△37	
剰余金の配当			△44			△44	
親会社株主に帰属する当期純損失			△290			△290	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	△37	△335	—		△373	
当期末残高	302	253	4,449	△151		4,853	
	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算勘定 調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	905	4	10	△11	908	29	6,165
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△37
剰余金の配当							△44
親会社株主に帰属する当期純損失							△290
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△337	△6	△86	2	△427	△29	△457
当期変動額合計	△337	△6	△86	2	△427	△29	△830
当期末残高	567	△2	△75	△8	481	—	5,335

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

キスコフーズ株式会社
株式会社久世フレッシュ・ワン
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED
久世（香港）有限公司
旭水産株式会社
上海日生食品物流有限公司

(2) 非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

久華世（成都）商貿有限公司
豊洲フーズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 一社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 3社

会社等の名称

久華世（成都）商貿有限公司
豊洲フーズ株式会社
JFCフレッシュ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度に関する事項
連結子会社のうち、久世（香港）有限公司、上海日生食品物流有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- その他有価証券
- 時価のあるもの
 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
- 時価のないもの
 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産
- a 商品・製品・原材料
 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- b 貯蔵品
 主に最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として、建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸用のものについては定額法、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～45年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～12年 |
| その他 | 4年～20年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は、次のとおりであります。
- | | |
|---------------|------------------|
| ソフトウェア（自社利用分） | 5年（社内における利用可能期間） |
|---------------|------------------|
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

連結計算書類

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段……………為替予約
 - b. ヘッジ対象……………買掛金
 - ③ ヘッジ方針
為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - ④ ヘッジ有効性の評価
ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を評価しております。
- (6) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社グループが事業活動の中心としております外食・中食市場は、新型コロナウイルスの感染症拡大、加えて3月27日の東京都知事による「外出自粛要請」と4月7日の日本全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令による営業自粛要請により、2月下旬より客数の急減に見舞われました。

その結果、当社グループにおいても業績面で大きな影響を受けております。現時点では感染症拡大の収束が見通せず、影響の広がりも依然不透明な中、当社が把握している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいて、当該業績の回復が2020年秋以降になると仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	136百万円
土地	384百万円
無形固定資産(その他)	36百万円
計	557百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	250百万円
1年内返済予定の長期借入金	543百万円
長期借入金	550百万円
計	1,343百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,349百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

3,882,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	44	12.0	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年6月24日開催の定時株主総会に次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	22	利益剰余金	6.0	2020年3月31日	2020年6月25日

連結計算書類

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末現在、当社グループは、主に卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入にて資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、当社グループは投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク及び発行主体の信用リスク等が存在します。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とする為替予約であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金については、販売管理規程に従い、営業部門で取引先の信用状況を把握するとともに債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、その見込みとの乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注2) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	3,689	3,689	-
(2) 受取手形及び売掛金	5,039	5,039	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,489	1,489	-
(4) 支払手形及び買掛金	(7,232)	(7,232)	-
(5) 未払金	(982)	(982)	-
(6) 短期借入金	(510)	(510)	-
(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(2,431)	(2,429)	(1)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 未払金、並びに(6) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額213百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1) 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額
- 2 1株当たり当期純損失

1,441円35銭
78円55銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	9,047
現金及び預金	2,654
受取手形	1
売掛金	4,282
商品	1,581
貯蔵品	5
前払費用	73
未収入金	388
その他	97
貸倒引当金	△37
固定資産	5,658
(有形固定資産)	1,346
建物	471
構築物	1
機械及び装置	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	28
土地	738
リース資産	106
(無形固定資産)	274
借地権	36
ソフトウェア	228
リース資産	1
その他	8
(投資その他の資産)	4,037
投資有価証券	1,537
関係会社株式	979
長期貸付金	478
破産更生債権等	128
長期前払費用	43
敷金及び保証金	319
保険積立金	977
その他	0
貸倒引当金	△427
資産合計	14,705

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	9,300
支払手形	89
買掛金	6,534
短期借入金	510
1年内返済予定の長期借入金	1,118
リース債務	32
未払金	681
未払費用	99
未払法人税等	23
未払消費税等	19
前受金	2
預り金	41
賞与引当金	128
その他	17
固定負債	1,825
長期借入金	1,050
リース債務	85
繰延税金負債	258
退職給付引当金	187
役員退職慰労引当金	154
資産除去債務	76
その他	12
負債合計	11,125
(純資産の部)	
株主資本	3,012
資本金	302
資本剰余金	291
資本準備金	291
利益剰余金	2,569
利益準備金	15
その他利益剰余金	2,554
別途積立金	2,110
繰越利益剰余金	444
自己株式	△151
評価・換算差額等	567
その他有価証券評価差額金	567
純資産合計	3,579
負債・純資産合計	14,705

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,737
売上原価		45,781
売上総利益		9,955
販売費及び一般管理費		10,280
営業損失		325
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	67	
受取事務手数料	86	
物流業務受託収入	36	
貸倒引当金戻入益	39	
その他	65	303
営業外費用		
支払利息	6	
支払手数料	12	
物流業務受託収入原価	54	
その他	10	84
経常損失		107
特別利益		
投資有価証券売却益	54	54
特別損失		
投資有価証券評価損	134	
固定資産除却損	0	
減損損失	2	137
税引前当期純損失		189
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	149	158
当期純損失		347

計算書類

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	302	291	15	2,110	837
当期中の変動額					
剰余金の配当					△44
当期純損失					△347
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	—	—	—	—	△392
当期末残高	302	291	15	2,110	444

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	2,962	△151	3,404	903	903	4,308
当期中の変動額						
剰余金の配当	△44		△44			△44
当期純損失	△347		△347			△347
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				△336	△336	△336
当期中の変動額合計	△392	—	△392	△336	△336	△728
当期末残高	2,569	△151	3,012	567	567	3,579

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸用のものについては定額法並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～45年

構築物 10年～20年

工具器具備品 4年～20年

その他 4年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

- (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社が事業活動の中心としております外食・中食市場は、新型コロナウイルスの感染症拡大、加えて3月27日の東京都知事による「外出自粛要請」と4月7日の日本全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令による営業自粛要請により、2月下旬より客数の急減に見舞われました。

その結果、当社においても業績面で大きな影響を受けております。現時点では感染症拡大の収束が見通せず、影響の広がりも依然不透明な中、当社が把握している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいて、当該業績の回復が2020年秋以降になると仮定し、将来キャッシュ・フロー及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務	
当該関係会社に関する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。	
短期金銭債権	12百万円
長期金銭債権	448百万円
短期金銭債務	138百万円
2. 取締役に対する金銭債権	22百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	2,091百万円
4. 担保に供している資産およびこれに対応する債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	136百万円
土地	384百万円
借地権	36百万円
計	557百万円
(2) 対応する債務	
短期借入金	250百万円
1年内返済予定の長期借入金	543百万円
長期借入金	550百万円
計	1,343百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	161百万円
仕入高	2,076百万円
販売費及び一般管理費	1百万円
営業取引以外の取引高	57百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	181,118株

計算書類

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

賞与引当金	39百万円
貸倒引当金	142百万円
役員退職慰労引当金	47百万円
投資有価証券評価損	17百万円
関係会社株式評価損	83百万円
退職給付引当金	57百万円
資産除去債務	23百万円
繰越欠損金	77百万円
その他	29百万円

繰延税金資産小計 517百万円

評価性引当額 △517百万円

繰延税金資産合計 -百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△250百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△6百万円
その他	△1百万円

繰延税金負債合計 △258百万円

(3) 繰延税金資産（負債）の純額 △258百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キスコフーズ㈱	(所有) 直接100.0%	同社製品の一部 購入 役員の兼任	営業取引	製品の仕入 (注1、2)	1,439	買掛金	103
子会社	㈱久世 フレッシュ・ワン	(所有) 直接100.0%	同社商品の一部 購入 資金の貸付 役員の兼任	営業取引	商品の仕入 (注1、2)	1,198	買掛金	27
				営業取引 以外の取引	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	451
					利息の受取 (注4)	3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、市場相場を勘案し決定しております。
2. 記載金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 関係会社への貸付金につき、合計299百万円の貸倒引当金を計上しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

計算書類

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	久世健吉	(被所有) 直接 17.87%	当社代表取締役会長	不動産の賃借(注1)		33	—	—
				不動産の賃借に対する 保証金の差し入れ		—	保証金	22
役員 の 近親者	久世良三	—	当社代表取締役会長の実弟 ㈱サンクゼール 代表取締役会長	営業取引 (注3)	商品の販売	28	売掛金	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 久世健吉氏からの本社および駐車場用地の賃借料について、本社については不動産鑑定士の鑑定評価額に基づき、駐車場用地については近隣の取引実勢価格に基づき決定しております。また、賃料の8ヶ月分相当を保証金として差し入れております。
2. 久世良三氏との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。
株式会社サンクゼールとの当社商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。
3. 記載金額の内、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 967円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 94円01銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 久 世

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

 指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ⑩
 業務執行社員

 指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也 ⑩
 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社久世の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社久世及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 久 世

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一 ⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社久世の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の状況及び子会社に於ける職務の執行状況について報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、指摘すべき重要事項は認められません。監査役会としては、今後とも内部統制システムの整備と充実について継続的な改善努力が必要であると認識しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社 久 世 監査役会

常勤監査役 後 藤 明 彦 ㊞

非常勤監査役 伊 藤 英 夫 ㊞

社外監査役 大 鹿 博 文 ㊞

社外監査役 和 井 田 堯 彦 ㊞

以 上

